



平成31年度（仮称）レイモンド汐見丘児童クラブ新規入会のご案内

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後および学校休業日に、適切な遊びと生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図っています。（仮称）レイモンド汐見丘児童クラブは、（仮称）レイモンド汐見丘保育園に併設し、一貫した子育て支援を行うものです。

※入会申請にあたっては、入会案内の記載事項をご確認のうえ申請してください。

1. 受付期間（平成31年4月から入会を希望する方）

調整区分	対象児童	受付期間	結果通知(郵送)時期
1次調整	小学生	12月3日(月)～12月28日(金)	来年1月下旬
2次調整		来年1月4日(金)～3月1日(金)	随時

※当日消印有効です。

※1次調整受付期間で定員に達した場合は、2次調整で申請をされても待機となる場合がありますので、できる限り1次調整期間までに申請をしてください。入会申請書類に基づき、低学年から順に保育の必要性の高い方（保護者の就労時間、家庭・児童の状況等により判断します。）から入会していただきます。

2. 申請の要件

○千葉市に居住する又は千葉市内の小学校に通う小学校1年生～6年生（学区は問いません）

*障害のある児童は、障害の程度が中程度で、集団生活を行うことができる児童が対象です。

「放課後等デイサービス」のお問い合わせは千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課（043-245-5227）か、該当施設へお願い致します。

○保育料に滞納がないこと。

○次に掲げる理由により、保護者が昼間児童の世話を十分にできないと認められること。

ア 保護者の就労

イ 産前産後（産前2ヶ月から産後6ヶ月まで(出産月を除く)）

ウ 保護者の疾病

エ 就業を目的とした職業訓練、学校への就学

オ その他上記に類する事由

※求職中での申請はできません。

お問い合わせ・申請書類提出先

社会福祉法人檸檬会 東京本部

〒105-0014 東京都港区芝2丁目2-15 芝ヒロセビル 6F

TEL:03-6812-6955/FAX:03-6812-6956

電話受付時間 : 月～金曜日 9:30～18:00

3. 申請に必要な書類

①児童クラブ入会申請書・家族・児童の状況調書

* 児童の学年は入会時点の学年を、祖父母が同居している場合は、世帯の別に関係なく、「入会申請児童の同居者」の欄に必ず記入してください。

②延長保育申請兼登録書（延長保育を登録される方のみ）

③保護者の就労状況証明書等

* 兄弟姉妹等で同時に申請される場合は、コピーをそれぞれに添付。

入会を希望する理由	必要添付書類	
保護者の就労	会社勤務の場合	就労状況証明書（勤務先の証明を受けたもの）
	自営業の場合	・就労状況証明書記入の上、開業届（収受印のあるもの）または確定申告書等、自営業である証明となる書類の写しの添付
産前産後休暇	産前	母子健康手帳や医師の診断書等、出産予定日が確認できるもの(写し可)
	産後	出生証明書や母子健康手帳等、出産日が確認できるもの(写し可)
保護者の疾病	医師の診断書（写し可）	
就業を目的とした職業訓練、学校への就学	就学を証明する書類および時間割と就学期間がわかるもの（写し可）	

※当施設の就労状況証明書様式では市立子どもルームおよび他法人の私立児童クラブへの入所申請はできませんのでご了承ください。

4. 開設日および開設時間など

○基本保育時間

- ・ 平日 ⇒ 放課後から午後 18 時 00 分まで
- ・ 学校休業期間 ⇒ 午前 8 時 00 分から午後 18 時 00 分まで
- ・ 土曜日 ⇒ 午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで

○延長保育時間（平日、学校休業期間）

- ・ 午前延長 ⇒ 午前 7 時 01 分から午前 8 時 00 分まで（当施設自主事業としての保育）
- ・ 午後延長 ⇒ 午後 18 時 01 分から午後 19 時 00 分まで（基本保育料込み）
午後 19 時 01 分から午後 20 時 00 分まで（当施設自主事業としての保育）

○延長保育時間（土曜日）

- ・ 午前延長 ⇒ 午前 7 時 00 分から午前 7 時 59 分まで（当施設自主事業としての保育）
午前 8 時 00 分から午前 8 時 29 分まで（基本保育料込み）
- ・ 午後延長 ⇒ 午後 16 時 31 分から午後 17 時 00 分まで（基本保育料込み）
午後 17 時 01 分から午後 18 時 00 分まで（当施設自主事業としての保育）

○休所日

- ・ 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- ・ 台風や災害が起きた場合、感染症等において学級閉鎖になった場合は、学校に準じます。

○登所・降所等の送り迎え

土曜日および学校休業期間の登所、すべての降所等については、保護者または保護者の依頼を受けた者（原則として18歳以上）が付き添うこと。

5. 退会について

毎月末日が退会日となりますので、「児童クラブ退会届書」を退会予定日の 10 日前までに提出してください。10 日前までにご提出いただけない場合は、翌月の保育料を納付いただく場合があります。（用紙は、開園後はクラブにあります。）

6. 入会の取り消しについて

①入会基準を満たさなくなったとき

例) 保護者が、育児休業期間を産後6ヶ月経過した後、就労復帰しない場合

例) 年度途中で離職し、求職期間が3ヶ月以上を超える場合

②入会申請書類に虚偽があったとき

③保育料を3ヶ月以上滞納したとき

④児童クラブの管理運営上支障があるとき

7. 保育料について

入会金	10,000円(入所時)
おやつ代	2,000円/月
行事費	別途

○通年入会児童(1人あたり)

期 間	基本保育料金	午前 延長保育料金 (7:00~7:59)		午後 延長保育料金 (平日 19:01~20:00) (土曜 17:01~18:00)	
		7:00~7:29	7:30~7:59	19:01~19:30 17:01~19:30	19:31~20:00 17:31~18:00
4月~3月 (7・8月を除く)	11,000円/月	500円/1回	500円/1回	500円/1回	500円/1回
7月	12,000円/月				
8月	14,000円/月				

○一時入会児童(1人あたり) ※おやつ代を含みます

期 間	保育料金	午前 延長保育料金 (7:00~7:59)		午後 延長保育料金 (平日 19:01~20:00) (土曜 17:01~18:00)	
		7:00~7:29	7:30~7:59	19:01~19:30 17:01~19:30	19:31~20:00 17:31~18:00
平日/放課後	2,000円/日	—		500円	500円
長期学校休業期間/ 土曜日	2,500円/日	500円	500円	500円	500円

○延長保育申請兼登録を行った時点でご利用実績がない場合でも延長保育料の徴収対象となります。年度途中で登録内容に変更がある場合は、随時申し出てください。

8. その他

- 保育料以外に、おやつ代（上述）や行事費など、実費負担が必要となります。
- 学校休業日（土曜日、夏休み等）および給食が無いときは、お弁当を持参していただきます。
- 複数のクラブから入会許可を得たときは、入会しないクラブへすみやかに入会辞退の連絡をしてください。